工事成績評定結果の公表に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12年法律第127号)第17条第1項の規定により定められた公共工事の入 札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成13年3月9日閣 議決定)に基づき、浦安市が発注する工事の契約者に対して行う工事成績 評定の結果を公表することに関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 公表の対象は、請負金額130万円以上で完成した工事とする。

(公表の内容)

第3条 公表の内容は、台帳番号、工事名、工事箇所、請負会社名、工種及び工事 成績評定点とする。

(公表の時期)

第4条 公表の時期は、前条の内容を月単位で取りまとめた後、速やかに公表する ものとする。

(公表の方法)

第5条 公表の方法は、紙資料の閲覧とする。

(公表の場所)

第6条 公表の場所は、浦安市役所の10階情報公開室とする。

(公表の時間)

- 第7条 公表の時間は、次に掲げる日以外の日の午前8時30分から午後5時までの間とする。
 - (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(公表の期間)

第8条 公表の期間は、公表をした日から公表した日の属する年度の翌年度の末 日までとする。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。